関西労働者安全センター

2018. 3.10発行(通巻第486号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201 TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278 郵便振替口座 00960-7-315742 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 E-mail: koshc2000@yahoo.co.jp ホームページ: http://www.geocities.jp/koshc2000/

職場の外ラスメントを受けずに安心して働ける職場へ~ 2018.3.2(金) 17:30~19:00 参議院議員会館 地下B104号室

職場のハラスメント防止対策の法制化を! 包括的なハラスメント禁止を視野に、院内集会開催	2
有害業務の記録 改善必要な長期保存と事業廃止後の扱い	6
安全のきいわあど その20 度数率、強度率、年千人率	9
連続講座「そんなん無理」って誰が決めた? 見逃される通勤災害 第15回 (最終回)	1
連載 それぞれのアスベスト禍 その77 古川和子]	3
韓国からのニュース	5
過労死防止大阪センターシンポジウムのお知らせ]	8

2月の新聞記事から/19

表紙/職場のハラスメント防止の法制化を!!(2018年3月2日)

職場のハラスメント防止対策の 法制化を!

包括的なハラスメント禁止を視野に、 院内集会開催

ハラスメント防止検討会の行方

「働き方改革」関連法案として安倍内閣によって計画された「裁量労働制」の対象業務拡大法案が、根拠不明のデータ問題によって頓挫した。

「働き方改革」実行計画において、労働 安全衛生に関わるテーマとして、目玉とも いえる「罰則付き時間外労働の上限規制の 導入」、それと「パワーハラスメント対策、 メンタルヘルス対策」「勤務間インターバ ル制度」があがっている。「罰則付き時間 外労働の上限規制」については、ご存じの 通り、36 協定での時間外労働時間の限度 を原則月45時間、年360時間、特例で 年 720 時間以内かつ休日労働を含んで月 平均80時間以内、年6回までとの案で労 働者側の連合の受諾を得たので、これに裁 量労働性の対象業務拡大をくっつけて法案 を通そうとして失敗したのだが、過労死ラ インぎりぎりまで働かせることのできる法 案に対して被災者・遺族から強い批判が起 こっている。高収入の労働者を長時間労働 規制からはずす「高プロフェッショナル制度(高プロ制度)」の導入も計画されており、「裁量労働制拡大」の頓挫が闘いの追い風にもなることを期待する。

一方で、長時間労働規制や高プロ制度ほど注目されていないが、パワーハラスメント防止対策の関連で、「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会(パワハラ防止検討会)」の議論が重要な局面を迎えている。

「働き方改革」の計画のひとつであり、また2012年3月に厚生労働省が出した「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言(提言)」から5年の見直し時期のため、厚労省は2017年5月より「パワハラ防止検討会」を開催している。

この検討会で議論されている大きなテーマとして、「パワーハラスメントの定義」「パワーハラスメント防止対策強化のための方策」がある。

「パワーハラスメントの定義」については、使用者側委員からは、「業務上必要な指導との線引き」についていくつもの意見が出された。受け手側の主観を基準とする

と適正な指導ができない、被害者が実は加 害者である場合がある、業務上の適正な指 導が何かを定義づけて、それ以外をハラス メントとしてはどうか、などだ。パワハラ 対策の導入で人事や業務上の方針に支障が 出ないかということが一番の懸念のよう だ。定義については、「優位性」と「業務 の適正な範囲」が焦点となりつつある。

一方で労働者側委員、法律の専門家らか らは、パワハラという狭い定義について、 広げるべきなどといった意見が出された。 そもそも「パワーハラスメント」は日本独 特の定義であって、問題に早くから取り組 んできた欧米では、職場の「モラルハラス メント」や「いじめ (bullying)」と定義 し使用者に措置義務を課すなど、もっと大 きな枠で「職場の暴力」と捉え法律の策定 や対策を行っている。つまり、ハラスメン トの行為者を組織内部に限っておらず、職 場でおこる暴力、身体的な暴力から精神的 なものまでを対象とし、取引先や顧客から の行為も含めて対策をするものだ。

鉄道の職員が酔った乗客から暴力を受け たり、介護労働者が利用者から罵倒される といったことからメンタル不調となったと いうことも多く、労働者の健康を損なう重 大な問題となっており企業にも少なくない 損失を与えている。そういった状況を踏ま えて、労働者側委員からは顧客などからの 行為も対象に入れられないかという意見が 出た。

しかしながら、使用者の対策で防止でき ないものもあり、今回は顧客からの行為は 含めず、報告書にこのような行為への対策 も今後必要と触れる、別に検討会を持つ、 という方向になりそうだ。

「パワーハラスメント防止対策強化のた めの方策」は、今回の専門検討会の重要な 目的で、「提言」を元に厚労省のポータル サイト「あかるい職場応援団」において、 職場で取り組むためのマニュアルや教材、 具体例についての情報提供などを行い、こ れまでに一定の成果を上げてきたとしなが らも、検討会はより実効性の高い取り組み を進めるための方策を打ち出す。

検討会では、以下ア~オの対策案が出さ れた。

- ア. パワーハラスメントが違法であること を法律上で明確化し、これを行った者に 対して、刑事罰による制裁や、被害者に よる加害者に対する損害賠償請求の対象 とする。
- イ. 事業主は職場のパワーハラスメントを 防止するよう配慮する旨を法律に規定 し、その不作為が民事訴訟、労働審判の 対象になることを明確化することで、パ ワーハラスメントを受けた者の救済を図 る。
- ウ. 事業主に対し、職場のパワーハラスメ ント防止等のための雇用管理上の措置を 義務付け、違反があった場合の行政機関 による指導等について法律に規定するこ とで、個々の職場において、職場のパワー ハラスメントが生じない労働者が就業し やすい職場環境の整備を図る。
- エ. 事業主に対し、職場のパワーハラスメ ント防止等のための雇用管理上の措置を 講ずることをガイドライン等により働き

かけることで、個々の職場において、職場のパワーハラスメントが生じない労働者が就業しやすい職場環境の整備を図る。

オ. 職場のパワーハラスメントは、労働者のメンタルヘルス不調や人命にも関わる重大な問題であること、職場全体の生産性や意欲の低下やグローバル人材確保の阻害となりかねず経営的にも大きな損失であることについて、広く事業主に理解してもらい、防止対策に対する社会全体の機運の醸成を図る。

これについて、検討会で様々な意見が交 わされた。

明治大学法科大学院の野川忍教授は、労働契約法にパワハラ防止の配慮義務を規定して、その不作為が民事訴訟などの対象になることを明記するべき。パワハラについての措置義務を法制化したうえで、ガイドラインにおいて就業規則の改正などの具体的な対策を盛り込み、行為規範を定着させて行くことが必要との意見だ。

一方、経団連を代表する委員は、定義が 定まらない中で実効性があるのか、と法制 化や措置義務に抵抗を示した。

労働者代表は、ガイドラインではこれまでの「提言」での取り組みと変わらず、取り組めていない組織への広がりはないとして、なんらかの法制化が必要する立場だ。

検討会でこのような議論が行われ、法制 化の可能性も出てきたので、全国労働安全 衛生センター連絡会議(全国安全センター) メンタルヘルス・ハラスメント対策局とし ても、法制化を後押しするため行動するこ ととした。

まず、検討委員会の全委員宛に「パワーハラスメント防止に向けた法制化を」と題した意見書を送付した。趣旨としては、提言やガイドラインでは、これまで対策を行ってこなかった企業はやはり対策を行わないので、法制度化されればきちんと義務を果たそうとする企業に対しては、パワーハラスメント対策の取り組みを広げることができる、また取り組みが拡大しかつ内容的にも向上するような検討会報告書を作成してほしいということだ。

また「職場のモラル・ハラスメントをなくす会」のメンバーとも協力し、法制化のために国会議員へのロビーイング活動も行った。

ハラスメント防止の法制化を目指しているのは、我々だけではない。日本労働弁護団は「職場のいじめ・嫌がらせを防止法の立法提言(第 1 次試案)」(日本労働弁護団ホームページ:http://roudou-bengodan.org/topics/6611/)を作成し、使用者への法的義務づけを求めている。

また石橋みちひろ参議院議員(民進党) は、労働安全衛生法にパワーハラスメント 対策の措置義務を入れ込む法案を検討中で ある。

しかしながら、そのような動きがあるに もかかわらず、検討会もあまり注目されて おらず、マスコミも取り上げていないため、 世論をもっと盛り上げようと、院内集会を 開催することになった。

院内集会に 100 人以上が参加

全国安全センター、いじめ・メンタルへ ルス労働者支援センター、職場のモラル・ ハラスメントをなくす会が呼びかけ団体と なり、3月2日(金)に参議院会館で院内 集会を開いた。滋賀大学の大和田敢太教授 に基調講演をお願いし、ハラスメントの被 害の当事者、ハラスメント防止法制化を望 む様々な団体がアピールを行った。

約100人の収容ができる部屋で、人が 入れ替わり立ち替わりしたので、結果的に 120 人ほどが参加した。

集会ではまず厚生労働省の雇用環境・均 等局の担当者から検討会の議論について、 報告があった。担当者にはそのまま集会に 参加してもらい、参加者の発言を聞いても らった。

大和田先生からはヨーロッパなどの法制 度を踏まえ、労働者が守られる法制度が必 要と訴えた。「パワハラ」についてももっ と包括的な定義が必要。また結果重視で、 加害者の意図は必要ない、加害する意図が なくても重大な結果を招く行為は禁止する べきであるということ、さらに個別企業内 での対策には限界があり、社会的な合意を 作る必要があると話した。

三菱電機でパワハラと長時間労働で精神 疾患を発症して労災認定された青年は、ひ どいパワハラの実態や、実際の残業時間の 申告を許さなかったり、労災認定後も三菱 電機はパワハラがあったことを認めていな いと報告し、法制化を求めた。

名古屋ふれあいユニオン組合員は、従業 員代表に選ばれた後に解雇され、ユニオン 加盟後職場に戻れても組合員はみんな会社 から賞与の差別や配置転換、熾烈ないじめ を受け、病気になったりしたが、労働委員 会からの命令が出ても会社の態度が変わる ことがなかったと、実行力のある方策を求 めた。

富士通で集団いじめにあい、うつ病で労 災認定された女性は、いじめにあってもは ずかしくてなかなか相談できない、相談し ても会社は何もしてくれなかったと話し、 いじめの禁止や防止策を就業規則に入れる ようにし、また個人の嫌がらせに対して、 罰則を科せるような法律も必要と訴えた。

過労死を考える家族の会の女性は、息子 さんをうつ病自死で失い、労災認定されて も加害者に反省がなく、刑事告訴に踏み 切ったが起訴されなかった。パワハラの加 害者を処罰することは難しく、速やかに実 効性のある法律を整備してほしいと訴え た。

日本人労働者からの暴力、暴言でうつ病 となって労災認定されたカンボジア人の技 能実習生を支援した全統一労働組合の佐々



木書記長は、実習生への「帰れ」「死ね」 などのひどい差別、転職もできず、仕事と 同時に住居も失うことから我慢するしかな いと実態を話した。

また、職場でおこるパワハラ以外のハラスメントについても当該団体より発言してもらった。

東京交通労組は、乗客からの暴力問題について、最近は被害に遭っても泣き寝入りせざるを得ないケースが増えている、加害者に補償を払う資力がなかったり、長時間の罵倒で精神疾患になるケースもある、第三者からの暴力をなくす取り組みが必要と訴えた。

パープルユニオンの佐藤香さんはセクハラ被害の当事者で、セクハラ防止規定があっても職場で教訓化されていない実態を訴えた。セクハラ被害に遭った人の9割が退職を余儀なくされている。相談窓口があっても理解がない会社に相談するのは無理で、セクハラに無自覚な人が研修を受けても成果が上がるのか、厚労省の啓発チラシには「拒絶するように」とあるが、それは無理であり、加害者を変えないと被害はなくならないと強く訴えた。すでに法規制があっても効果が限定的であり、これを教訓としてハラスメントの法制化に加害者への罰則を入れるなど検討するべきと話した。

そのほか、NPOアカデミック・ハラスメントをなくすネットワークは学校として断固たる対応がしにくい状況なので、立法で罰則化や被害者・加害者をケアする制度設計がほしいと話した。LGBT法連合会

はSOGI(Sexual Orientation & Gender Identity)ハラスメントが職場で多く起こっており、対象者がいないという認識での言動が、周りに明らかにしていないSOGI当事者を傷つけている。これも配慮した総合的な法律が必要と訴えた。NPO多民族共生人権教育センターはレイシャルハラスメントについて、日本国籍でも外国とつながる人が増加し、対象者は多数存在する。日本人しかいない前提での運営で苦痛を受けていると話した。

日本労働弁護団からは法律案の提案、石 橋議員から法案を考えていて他の党にも呼 びかけていくという話があった。

集会には他に、福島みずほ議員(社民党)、 高橋ちづこ議員(共産党)、山井和則議員(希望の党)などが参加、秘書だけの参加も入れると十数人の議員参加があった。

集会ではハラスメント防止対策の法制化 を求める声が、これほどあるのかと実感で きた。また、職場で起こっている様々なハ ラスメントの当事者団体の発言により、包 括的なハラスメント対策が必要であると訴 えるものとなった。

パワハラ検討会は、3月27日の第10回で報告書のとりまとめが行われる。

ちょうど今年6月のILO総会から職場のいじめ問題についての条約制定の議論が開始される。日本独自の狭い概念での対応を変えていく気運は高まっている。

集会で一定もりあがった、法制化を求める議論を実際の政策につなげるため、今後も運動を続ける。

有害業務の記録 改善必要な長期保存と 事業廃止後の扱い

40年、30年 保存は実現されているか

有害物質にさらされながら働き、仕事を 離れて長年経過してから現れる職業病とい うと、石綿関連疾患や放射線被ばくによる 発がんなどが頭に浮かぶ。原因と結果のあ いだに長い期間が空いているために、ばく 露当時の状況がわかるものがなく、正当な 権利としての労災補償につなげるためにた くさんの労力が使われている。労働者の労 働環境の問題なのだから、わかっている有 害環境のデータは、ちゃんと保存される仕 組みがありさえすれば、こういう問題は相 当少なくなるはずだ。

実際、該当する有害作業環境の規制を定 めた厚生労働省令の、石綿障害予防規則 (石綿則)、特定化学物質障害予防規則(特 化則)、電離放射線障害防止規則(電離則) では、事業者に長期間の関係情報保存を求 める規定を置いている。

石綿則では、作業の記録、作業環境測定 の記録、健康診断の結果の記録を 40 年間 保存する義務を事業者に負わせている。特 化則では、発がん性がある特別管理物質を 扱う作業について、30年間の保存を求め ている。また電離則は、線量の測定結果の 記録と健康診断の結果について、30年間 の保存義務を負わせている。

保存年数が異なる以外に、それぞれ微妙 に規制内容が違う。石綿則の規定は「当該 労働者が当該事業場において常時当該業務 に従事しないこととなった日から四十年間 保存しなければならない。」と明確な義務 付けになっているのに対し、特化則のほう は「これを三十年間保存するものとする。」 と義務規定にまではなっていない。

電離則の場合は、「三十年間保存しなけ ればならない。」と義務規定を置くが、あ とに「ただし、当該記録を五年間保存した 後において、厚生労働大臣が指定する機関 に引き渡すときは、この限りでない。」と 続く。原子力施設の場合は、原子炉規制の 別の法律により義務付けがあるためこれを 反映した規定となっている。

義務は果たされているか?

ここで素朴な疑問を感じる人はいないだろうか。

保存を求め、石綿と放射線は罰則付きで 義務付けがあるにしても、労働者数が少な い小規模事業場でどれほど徹底されるだろ うか。

たとえば建築物の石綿除去工事を行う事業者は、どのぐらい法令を遵守することができるだろうか。違反したら罰則までついているといっても、情報を40年間保存するというのは相当なことだ。40年といえば社長も2回は代替わりするかもしれない。ましてや特化則は義務規定ですらない。

電離則の場合、5年以降に引渡し機関である中央登録センターに情報を引き渡せば永久保存となり問題とならない。ただしこれは原子炉等規制法による義務付けがある原子力施設の場合だけだ。医療機関などの放射線業務従事者の記録の保存の問題は他と変わりがない。

義務ですらない 事業廃止後の情報引き渡し

さらに、その事業場が事業を廃止したと きにその保存はどうなるかということがあ る。

この点については、石綿則、特化則はと もに最後の条文で「所轄労働基準監督署長 に提出するものとする。」としている。決 して「提出しなければならない。」ではな く、義務とまではされていない。電離則の ほうは、労働基準監督署長ではなく「厚生 労働大臣が指定する機関に引き渡すものと する。」とあり、中央登録センターへの引 き渡しを求めていて、これも義務ではない。

長期保存を確実にすることから考えると、事業廃止後の取り扱いこそ確実性を持たせねばならないと思うのだが、現実はそうなっていない。電離則の場合など、原子力施設以外の事業者にとっては、中央登録センターなどおそらく思いもつかない話だろう。もし引き渡そうとしても、中央登録センターは所用の手数料を求めることとなる。義務付けでもないことにどれほどの事業者が資源を配分するだろうか。

急がれる保存規定の改善

もちろんこのような保存や事業廃止後の報告など規定は、かつてはなかったわけで、昭和50年頃から設けられたという歴史がある。しかしそれからすでに何十年も時間がたった。いまもばく露歴の問題で結局は権利の行使をできなかった被災者や遺族が後を絶たないのであり、将来のためには有効な対策が講じるべき時期に来ているといえるのではないだろうか。

その点、いまは原子力施設に限られてい

る一元管理の仕組みの 活用も一案かもしれない。いずれにしろ、無 理のある保存規定の改 善が急がれるところ だ。





その 20: 度数率、強度率、年千人率

労働災害の発生状況を評価するときに、 単純に被災者数が何人といっても、それがど の程度のものなのかがよくわからない。そこ で一定の計算式で比較しやすくしたものがよ く使われる。

度数率は、100万延べ労働時間当たりの労 働災害による死傷者数をもって、労働災害の 頻度を表すもの。統計をとった期間中に起き た労働災害による死傷者数を同じ期間中の 全労働者の延労働時間数で割り、それに100 万を掛けた数値。

強度率は、1000延べ労働時間当たりの労 働損失日数をもって、災害の重さの程度を表 したもの。統計をとった期間中に起きた労働 災害による労働損失日数を同じ期間中の全労 働者の延労働時間数で割り、それに 1000 を 掛けた数値。

労働喪失日数 強度率 = \times 1,000 延労働時間数

年千人率は、1年間の労働者1000人あた りに発生した死傷者数の割合を示したもの。

平成28年の労働災害発生状況から製造 業、建設業、林業の数値を下の表に示す。延 労働時間による度数率では、製造業のほうが 建設業よりかなり大きいが、強度率では建設 業のほうが大きい。これは建設業の労働災害 が墜落・転落など重症の災害が多いことが影 響しているのだろう。また、年千人率では建 設業のほうがかなり大きいのは、産業別の労 働者数に対し、労働災害発生頻度が大きいと いうことになる。

林業は産業としての労働者数が少ないに も関わらず労働災害発生件数が多く、その大 きさはけた違いになっていることがよくわか る。度数率でも強度率でも飛びぬけており、 労働災害防止の取り組みが急がれる所以だ。

3月6日には「伐木等作業における安全 対策のあり方に関する検討会」の報告書が公 表され、災害多発の主要な原因である伐木作 業時の安全対策について、省令改正も含む対 策強化が進められる予定となっている。

労働災害発生状況の数値は、頻度の指標 も含めた目で見るようにしたい。

平成28年の災害発生状況

	度数率(30-99人規模)	強度率(30-99人規模)	年千人率
全産業	2. 91	0.18	2. 2
製造業	3.00	0. 22	2. 7
建設業	1.73	0.42	4. 5
林業	26. 17	4.30	31. 2

度数率、強度率: 労働災害動向調査 年千人率: 労働者死傷病報告及び労働力調査

《連続講座》

「そんなん無理」って誰が決めた? 見逃される通勤災害

第15回(最終回) 通勤途上の暴力

「歩きスマホは危険です」というポスター を鉄道駅構内でよく見かけるようになり、 駅アナウンスでも携帯端末のゲーム機能に 夢中になるな、との啓発放送を繰り返して いる。前をよく見ずに移動することで転倒 や他の乗客との衝突などの危険があり、実 際に発生しているのかもしれない。試みに 前方からやってくる歩きスマホ通勤・通学 者を避けずに進んでみると、中高生は直前 にスッと避けるものの、中高年になるほど 避け幅が狭く、やはりぶつかってしまう。 ぶつかっても大抵は互いに謝罪をして済む が、重要な作業をしながら歩いている通勤 者もいるから、執拗に抗議を受けることも あるだろう。通勤途上で無用なトラブルに 巻き込まれる可能性も高まっており、暴力 を振るわれる、あるいは振るうことになる かもしれない。連載の最終回は、通勤途上 に被った暴力による負傷が通勤災害と認め られるかどうか考えてみたい。

通勤途中に暴行を受けてケガをするケースは審査請求事案で1件、再審査請求で1件見られ、それぞれ不支給とした原処分が取り消され、通勤災害として認められてい

る。

事例1)被災者は会社への通勤途上において通勤経路上にある自動販売機で飲料水を購入しようとしたところ、自動販売機の前に人がいたために後ろで待機していた。しかし、この人が購入する様子がないため、軽く会釈し、先に購入したところ、突然に何の前触れもなしに一方的に暴行を受け負傷した。

この事案について、原処分庁である監督 署は、①自動販売機で飲料水の購入することに伴うトラブルであるため、通勤途中の 「ささいな行為」中の災害とは認められない。②被災者が割り込んで飲料水を購入し たと誤解されるような、暴力行為を誘発す る過失がある、という理由で不支給と判断 している。

この判断は、①については「労働者が通 勤の途中において、経路の近くにある公衆 便所を使用する場合、帰路に経路の近くに ある公園で短時間休息する場合や、経路上 の店でタバコ、雑誌等を購入する場合、駅 構内でジュースの立ち飲みをする場合、経 路上の店で渇をいやすためごく短時間、お 茶、ビール等を飲む場合・・・ のように労働 者が涌営涌勤の途中で行うようなささいな 行為を行う場合には、逸脱、中断として取 り扱わないこととなる」と解説されている ように、明らかに誤りである。②で言うと ころの横入りについては、仮に加害者の勘 違いを誘発するようなものであっても、被 災者の過失だという理由で通勤災害として の性格が失われるとは到底いえない。すで に連載を通じて学習してきたとおり、法律 違反や私有地を横切るなど「あなたが悪い」 と非難されるようなケースであっても通勤 災害として認められるのであるから、本件 で被災者の過失が問われることはないと考 える。

本件に対し、審査官は、「請求人が通勤 途上の些細な行為中に他人の故意に基づく 暴行を受けたものであり、当該暴行には自 招行為及び私的怨恨は認められないため、 通勤によるものと判断すべき」として取り 消している。妥当な判断である。

しかし、このケースは「ささいな行為」 中の出来事であるが、次に紹介するケース は、トラブルになって加害者から「ちょっ と顔貸せや」と言われ、人気のないところ までついて行った挙句に暴行を受けたとい う事例である。

事例2)被災者は紳士服店・店長で、出勤 途中に自転車に乗った男と接触したことを 契機として、この男から暴行を受け負傷し た。被災者は「加害者の乗った自転車が突 然舗道を斜めに進行してきた。私の前に立 ちはだかるように接近してきた。私はとっ さに身体をかわしたが、靴が自転車のペダ ルに当たった。」「そのまま駅方向に歩いた が、加害者が『おい待て。何当ててんねん。 当てといて、何で何も言わんのや』と因縁 をつけ、からんできた」「加害者が、『ちょっ とこっち来い、ここは表通りやから裏に来 い』と言い、後方の舗道上に移動」した。 加害者について行った背景については、「最 初に口論していた場所から後方に移動した 際、加害者について行ったが、話が終わら ないと、しつこくついてくることが予想さ れたので、それに対処するためついて行っ た。加害者に捕まれていたわけではなく、 自分からついて行った。行きたくなかった が、行かざるを得ない状況であった」と述 べている。

加害者の申述では、被災者が「知らん顔 をして通り過ぎていったから、俺が呼び止 めたら、請求人がこっちに来て、俺に食っ てかかってきたので、口論になった」「道 の真ん中でやったら他人様に迷惑がかかる から、人気のない所へ連れ込んだろうと 思って、『お前、ちょっとこっちへ来い。』 と言うたら、請求人はその場に来た。だか ら、その場でやったったんや。」とフルに



関西弁で書かれているので、字面だけなぞると被害者には全く非がなさそうに見える。しかし監督署は冷静に、被災者が本来向かうべき駅とは反対方向に向かって「ちょっとこっち来い」と言われてついて行ったことを、逸脱・中断と判断したようである。どう見ても危なっかしい関西弁のおっさんにわざわざついて行くことも、自招行為と判断されるかもしれない。事例1との相違が明らかであるが、審査会は以下のように判断し、原処分を取り消した。

まず、通勤途上の暴力については、一般に、通勤途中において歩行者と自転車とが接触することは通常見られる事故であり、本件において、加害者が乗った自転車と歩いていた被災者が接触しそうになったトラブルも通勤に内在する危険が具体化したものと認めたうえ、被災者がトラブルを解決しようとする過程において、加害者から一方的に暴力を受けたものであるとしている。多少の移動はあったものの、通勤途中

のトラブルとその解決までが通勤の一端として捉えられているのである。そして、「本件災害時においても引き続き通勤途上にあったものと認められ、しかも本件災害は通勤に通常伴う危険の具体化したものと認められる」という。自ら加害者について行ったことも「挑発行為や恣意的行為により自ら招いたものとは認められず」と判断されている。

冒頭に述べたような、歩きスマホなどによる接触事故に起因するこの種のトラブルは増加するかもしれない。トラブルを解決するべく暴力を振るって逆にケガをするケースも出てくる可能性もあり、通勤に内在する危険の幅も拡がっていくのではないだろうか。法文上の1条にすぎない通勤災害について、1年以上連載することができたが、これからも議論するべき事案があれば紹介していく予定である。(連載了)

国家と石綿



永尾 俊彦 著 現代書館 2700 円+税



「見えない時限爆弾」と言われる石綿問題。石綿は放射能同様に人間の五感ではまったく察知できず、見えず匂わず、人間が認識するのは不可能で、体内に入ってしまうと取り出せない発癌物質だ。日本では対策が大幅に遅れ、すべての日本人の肺に石綿が混入しているといわれる。

大阪泉南地域の元紡績工場経営者は、祖父が経営していた時代に石綿紡織品を製造していたことから元労働者が健康被害を受けていたことを知る。そして、その贖罪のために被害者を組織し、弁護士や支援者らとともに国を相手取った損害賠償請求運動に立ち上がり、ついに最高裁で勝利を勝ち取る。日本民衆運動史に残る感動の記録。

連載 それぞれのアスベスト禍 その77

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

第2回石綿健康被害介護実態調査検討会

3月5日、環境再生保全機構東京事務所 において「第2回石綿健康被害介護等実態 調査検討会」が行われた。

この調査は石綿健康被害救済法で認定し た患者約 1006 人と調査途中で死亡した患 者の遺族の一部である 100 人、合計 1106 人を対象とした海外でも例をみない大規模 調査だ。本調査は環境省が独立行政法人・ 環境再生保全機構に委託しておこなった。

調査の回答率はとても良くて、患者877 人、遺族48人から回答を得た。この回答 率も驚異的だ。遺族の回答が少し少なかっ たのは、患者の逝去後の多忙な時期で、ア ンケートに記載する余裕が無かったのかも しれないと、考えられる。

調査結果によると4割近くが日常で「介 助が必要」とし、9割は激しい運動をしな くても息切れがすると回答した。その患者 の平均年齢は69.9歳で、1割強が50代 以下となっている。

私は検討会の議論の時に「この 69.9 歳 という数字をそのまま捉えてはいけない」 と発言した。なぜなら、救済給付の受給者 の中には、環境ばく露の被災者以外に一人 親方などの職業ばく露者が含まれているか らだ。

日本人男性の平均寿命は約80.9歳、女 性87.1歳、そして健康寿命は男性70.1歳、 女性 75.5 歳といわれる。

今回の調査を単純にとらえると、「男女 とも健康平均寿命と大差は無い」と解釈さ れかねない。しかしこの調査対象者には、 尼崎市のクボタ周辺ばく露者などの、若年 被害者も含まれていることを忘れてはいけ ない。これらの若年被害者の実態は、「平 均健康寿命」よりもはるかに下回っている はずだ。環境省および検討会の委員はそれ らの実態をもっと丁寧に、もっと重く受け 止めてほしい。

> また通院にかかる年間の交 通費(平均値)は7万3863 円だった。これは、手術した 患者の回答数が多いことに比 例していると思う。「遠方の 病院で手術する」ケースもあ るからだ。

今回の調査ではなぜか「手



中央が祖父江委員長

術」した患者数が回答者の半数近くいた。 私の想像に過ぎないが…「手術不可」だっ た受給者の存命期間が「手術可」の患者の 存命期間よりも長いのか?中皮腫の手術が 増えているのか?

しかし調査対象者が中皮腫だけでなく肺がんも入っているので、そのあたりは不明だ。

介護保険の認定を受けている人は 158 人(18%) だった。やはり少ない。

遺族からの回答では、日常活動が最も制限された時から死亡日までの平均値は3.9カ月と回答しており、症状が進んでも介護認定の変更が間に合わないことがよくわかる。

この検討会のとき、私は兵庫医大のソーシャルワーカーから頂いていたメールを紹介した。

「アスベスト関連疾患の方の介護面です が実際に介護保険を利用できる方は全体的 に少ないと思っています。

その理由として、① 中皮腫の方は胸水が溜まったらしんどくなり、それを抜けば楽になるということで、末期の状態になるまで介護サービスの導入のタイミングが難しいこと、② 在宅サービスが必要になる状態になると呼吸苦が出ていることが多く、家族様は在宅サービスに不安を覚えます。さらに経済的にも介護保険サービスは実費分がかかる為に、その為に救済制度を利用して医療保険の使える病院への入院を選択されること、③ 介護保険サービスを導入する場合、ヘルパーなどの人的サービスよりもベッドや車いすなど福祉道具が必

要になりますが、それらのサービスには例外給付を除いて要介護2以上必要な為に初期の段階で導入しにくい為に、早期の段階で介護保険を申請しようとは患者様、家族様が思えないことなどが日頃の業務を通して感じています。

介護面では様々な課題があると実感して います。

ぜひ、石綿健康被害救済制度被認定者の 介護等の実態調査に関する検討会では、そ の状況を反映して頂けたら幸いです。」

文章を読み終えたら、委員の中から拍手が起こった。このSWさんの訴えは受け止めてもらえたのだろうか。

検討会が始まった直後に私の方から「この調査では、対象者が発症後いつの時期に回答したのか不明だ。発症開始日もしりたい」と要望した。すると他の委員も賛同して追加で「療養開始時期」を記載することになった。

環境省は「今後、救済制度を運用する上での基礎資料としたい」としているが、この検討会だけで終わらないで、早期に「見直し小委員会」開催を強く望む。

◆委員名簿(敬称略 五十音順)

岸本 卓巳 独立行政法人労働者健康安全機構 岡山労災病院 副院長

上月 正博 東北大学大学院医学系研究科 障害 科学専攻内部障害学分野 教授

祖父江 友孝(委員長) 大阪大学大学院医学系 研究科 社会医学講座環境医学教授

長松 康子 聖路加国際大学大学院看護学研究科 国際看護学 准教授

古川和子 石綿対策全国連絡会議 運営委員

韓国からの

■大韓航空機内で清掃中に倒れた下請け清掃 労働者

大韓航空の飛行機を清掃する多段階下請け の労働者が、機内消毒作業の後、換気がされ ていない機内に入って倒れ、応急室で診療を 受けた。似たような事例が数回あったが、会 社 (EK マンパワー) はこの事実を隠したり、 隠すように仕向けていた。

全国公共輸送労組はこの会社の代表理事を 産業安全保健法違反で中部地方雇用労働庁に 告発した。昨年7月10日の明け方2時に、 清掃労働者6人が機内を清掃中に全員が倒れ て、応急室で診療を受け、うち2人は2週間、 2人は4日間、目眩、むかつき、頭痛で出勤 できなかった。

下請け労働者はなぜこういう現象が起こる のか分からず、会社からは「身体が弱い」と 叱られた。会社は労働者に消毒薬剤の危険性 を全く知らせず、元請けの韓国空港と大韓航 空、防疫業者も同様だった。

産業安全保健法は事業主に、労働者が扱う 物質についての危険性と応急処置方法、使用 時の注意事項を教える義務を課している。労 組は EK マンパワーだけでなく、殺虫剤に関 する情報を提供しなかった韓国空港と大韓 航空にも法的な措置を取るように要請した。 2018年2月2日 民衆の声 イ・スンフン 記者

■政府、サムソン半導体の「有害性測定結果」 を公開

雇用労働部は「サムソン電子温陽(オニャ

ン) 工場の作業環境測定結果報告書を公開せ よという判決に従い、白血病で亡くなったイ・ ボンウさん (46) の遺族に報告書を公開する」 とした。

イ・ボンウさんは 1986 年から 28 年余り、 サムソン電子の温陽工場で働き、2014年8 月に白血病で亡くなった。遺族は労災立証の ために労働部に報告書の公開を請求したが、 天安支庁は「経営・営業上秘密」として拒否 した。遺族は行政審判、行政訴訟を提起して 棄却され、1日の控訴審で、大田高等法院は、 該当の報告書が「事業活動によって発生する 危害から、人の生命・身体または健康を保護 するために公開する必要がある情報に該当す る」として、「測定対象労働者の名前を除く 全資料を公開せよ」と命じた。

キム・ヨンジュ労働部長官は「今後も労災 の立証などに必要な情報は積極的に公開し、 事業場で発生する危害から労働者の生命・健 康を保護する」と話した。労働部は安全保健 資料の情報公開指針を改正する方針だ。2018 年2月18日 ハンギョレ新聞 イ・ジへ、 パク・テウ記者

■昨年の被災労働者の復帰率は 63.5%

勤労福祉公団によれば、昨年の療養終結 被災労働者8万2885人の内、5万2596人 が職場に復帰し、復帰率は63.5%だった。 被災労働者の復帰率が60%を越えたのは、 2016年(61.9%)が初めてだった。

公団は被災労働者が職場に復帰できるよう に、個人別オーダーメード・リハビリサービ スを提供する。重症の障害で職場復帰が難し い被災労働者には、専任コーディネーターが 1対1で、療養から職場復帰までを支援する。 重大災害のトラウマ解消のために、心理相談 とメンタリング・プログラムといった社会リ

ハビリ・サービスも行っている。

被災労働者が職業に復帰する時には、職場復帰所見書を無料で発行し、職務の遂行が困難な場合は、最大12週間の作業能力強化プログラムで復帰を援助する。原職に復帰できない労働者には、求職登録・就職説明会・就職博覧会で再就職を援助する。

また、被災労働者が治療を受けている間に、 事業主が代替要員を雇用すれば、新規雇用者 の賃金の50%を援助する。被災障害者を原 職に復帰させて雇用を維持する事業主には、 支援金を最大12ヶ月まで支給する。

公団理事長は「先進国レベルの職場復帰率 (75%) を達成できるように努力する」と話した。2018年2月12日 毎日労働ニュースペ・ヘジョン記者

■小中高校の始業を前に、「石綿」と闘う全 国の父母

環境保健市民センター・全国石綿追放ネットワーク・環境運動連合などの環境団体と全国各地の父母の代表は、19日に記者会見を行い「2017/2018冬休み全国学校石綿撤去の問題点調査報告書」と、父母の監視活動事例を発表した。

環境保健市民センターによれば、この日の 記者会見に参加した父母は石綿の専門家から 教育を受け、環境団体と一緒に、冬休み中に



監視活動事例を発表中の父母

学校の石綿撤去現場を訪問して点検活動を 行った。その結果、多くの学校で依然として 危険な石綿廃棄物の破片と石綿粉じんを見つ けた。「学父母石綿監視団」は「3月初めの 始業を前に、石綿に汚染された教室と廊下を 緊急に浄化せよ」と要求した。

世界保健機構 (WHO) 傘下の国際がん研究 所 (IARC) は、すべての種類の石綿を発がん 物質と規定し、韓国では 2007 年から石綿セ メント製品の使用を禁止した。

問題は石綿使用禁止以前の石綿建築物の安全管理で、特に国内の小中高校の70%は石綿の建材で建てられた。この建材が老朽化し、石綿の粉じんが教室と廊下を汚染している。各教育庁は予算を確保して、管内の学校の石綿除去を行っている。

石綿の撤去は工事の過程で石綿汚染を起こ すため、非常に慎重で用心深くなければな らない。環境保健市民センターは「2017・ 2018年の冬休みの間に、全国 1290 の学 校で石綿を部分的に撤去中」とし、「当局は 2017年の夏休みに発生した問題点を改善す るために学父母監視団を運営しているが、依 然として問題が多い」と指摘した。「一部地 域では、教育庁と父母、環境団体が合同で安 全点検を実施しているが、多くの地域では教 育庁が一知半解な調査を行い、父母の反発を かっている」と指摘した。学校の石綿撤去現 場を「学父母モニタリング」した結果、多く の学校現場では、教育当局・父母・環境団体 間の合同モニタリングが行われていなかっ た。また、一部の学校では石綿が検出された。 2018年2月19日 民衆の声 イ・スンフン 記者

■サムソン半導体被害者の訴訟団長、労働部 労災局長に内定

雇用労働部によれば、サムソン電子半導体 で職業病に罹った労働者の産業災害訴訟を勝 訴に導いた医師出身のパク・ヨンマン弁護士 (49歳)が、民間スカウト制度により、雇用 労働部の労災予防補償政策局長に内定した。

パク・ヨンマン弁護士は職業環境医学専門 医の出身で、全南大医大を卒業して、2001 年にカトリック大産業保健大学院で専門医 の資格を取り、緑色病院産業医学課長を経 て、2004年に司法試験に合格した。サムソ ン半導体白血病の1次訴訟団長を引き受け、 2011年には労災認定の判決を得た。

産業安全保健業界はパク・ヨンマン弁護士 の内定を喜んでいる。イ・ジョンラン公認労 務士(パノリム)は「職業病被害者の労災認 定率を上げる一助となるものと期待する」と 話した。2018年2月26日 毎日労働ニュー ス ペ・ヘジョン記者

■業務上災害の胎児、健康被害を労災補償せよ

2009年と2010年に、済州医療院で看護 師5人が流産し、4人が先天性心臓疾患の子 供を出産して業務上災害の論議が起こった。 ◇労災保険法の業務上災害の認定基準を拡げ なければ =27 日に国会議員会館で行われた 「済州医療院の事例から見た女性労働者の母 性保護強化のための産業災害補償保険法改正 (産災保健法) に関する討論会」で、イ・ヒョ ンジュ教授(ウソン大学・看護学)は「産業 災害補償保険法には、妊娠労働者の母性保護 の事後救済方案が不在」、「業務上災害にあっ た妊娠労働者が出産した子供に健康障害が生 じていれば、女性労働者と子供のいずれも業 務上災害と認定すべき」と主張した。

産災保険法の業務上災害認定基準に「妊娠 中の勤労者が業務上の負傷、業務上疾病、通 勤災害によって死産または、出産異常があっ

たり、そのおそれがある場合」を追加しよう ということ、更に、母子保健法による未熟児 と先天性異常児、先天性障害または疾病があ る子供を女性労働者が出産した場合、子供ま で業務上災害の補償対象として規定しようと 提案した。

◇出産労災対象の有無 = 済州医療院の看護 師のうち、流産した看護師4人と先天性心臓 疾患の子供を出産した看護師4人が、勤労福 祉公団に労災を申請した。当時、済州医療院 の看護師は人員不足で、深刻な業務過大の状 態にあり、妊娠した看護師が保護装具なしで 有害薬品を取り扱った。

公団は流産4件には業務災害を認めたが、 先天性心臓疾患の子供の出産4件は認めな かった。看護師4人が提起した行政訴訟で、 一審裁判所は「妊娠中の母体と胎児は単一体 であるから、胎児の健康損傷は業務上災害と 認定しなければならない」とした。一方、二 審の裁判所は「労災は勤労者本人に発生した ことを対象にし、出産児に発生したことは労 災と見られない」として原告敗訴とした。事 件は大法院で係争している。

◇労働部、胎児の健康損傷に労災補償する立 法発議を推進 = 国民健康保険加入者の妊娠 状況によると、年平均4万人余りが流産して いる。交代勤務・夜間勤務・販売職の女性の 流産率が高かった。しかし最近5年間の妊娠・ 流産に関する労災申請は8件で、済州医療院 事件の8件以外に皆無ということだ。

労働部は妊娠中の胎児の健康損傷に関する 労災補償方法の委託研究を発注する予定で、 研究結果に基づいて下半期には立法発議を する。2018年2月28日 毎日労働ニュース ユン・チャウン記者

(翻訳:中村猛)

過労死防止大阪センター総会・シンポジウム

2018年4月20日(金) 18:30~20:40

エルおおさか本館 視聴覚室 (開場18:00) 資料代:500円

第1部 シンポジウム

講演 「過労死とハラスメント」

大和田敢太さん(滋賀大名誉教授)

報告 「働き方改革」を巡る国会情勢

棗一郎弁護士 (日本労働弁護団幹事長)

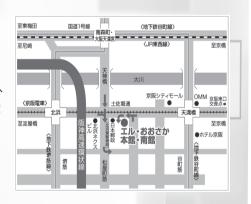
特別報告「過労死防止法と大綱の改正課題」

岩城譲弁護士

遺族からのアピール

第2部 過労死防止大阪センター総会

過労死防止大阪センターがスタートして3年が経ちました。 過労死防止法の制定以来、過労死ゼロに向けての流れが大き なうねりになっています。その反面で、①定額働かせ放題の 「高プロ制」創設、②残業隠しの企画業務型裁量労働制の拡大、 ③過労死ラインの時間外労働の上限設定を柱とする安倍政権 の「働き方改革」で、国会情勢が急を告げています。本セン ターの第3回総会を兼ねたこのシンポで、残業代ゼロ・過 労死助長の流れをストップさせましょう。



主催:過労死防止大阪センター

後援:大阪労働局(第1部)

〒530-0047

大阪市北区西天満 4-4-18 梅ヶ枝中央ビル 6F TEL 06-6809-4926 FAX 06-6809-4927

http://stopkaroshi-osaka.net/

2月の新聞記事から

- 2/8 アスベストを部品に使用したトースターを 製造する工場で働き、悪性胸膜中皮腫で死亡した大 阪府豊中市の元従業員の男性の遺族が、国に損害賠 償を求めた訴訟が大阪地裁であり、国が請求通り約 1430万円を支払う内容の和解が成立した。男性は昭 和 35 年 2 月~ 48 年 11 月、大阪市淀川区にあった東 洋プレス(廃業)のトースター製造工場で勤務。
- 2/9 京都市交通局の男性職員(43)が平成25年10 月、長時間残業による精神疾患が原因で自殺したこ とが分かった。遺族は28年6月、市を相手取り損害 賠償を求めて奈良地裁に提訴。今年1月、安全配慮 義務違反を認めて 5000 万円を支払うことで和解する 方針を固めた。亡くなる直前の1カ月間の残業時間 は 100 時間 30 分。交通局はこの問題を受け、職員課 の担当者などが職員のパソコンの稼働時間を把握す るシステムを18年度から導入する方針。
- 2/12 大手居酒屋チェーンの53歳の男性店長が去 年6月、仕事中に倒れて致死性不整脈で死亡し、遺 族が長時間労働が原因として労災を申請した。長時 間労働の根拠はスマートフォンに残された位置情報 の記録。代理人弁護士が男性のスマートフォンに残 されていた男性の位置情報の記録を基に残業時間を 計算したところ、最大で1か月148時間に上った。 遺族は去年 12 月、福岡中央労働基準監督署に労災を 申請している。
- 2/16 日本の文化や商品を海外に売り込む官民ファ ンド「クールジャパン機構」(東京)の元派遣社員の 20代女性が、幹部らからセクハラを受けたとして、 機構と派遣会社、男性幹部ら3人に計2000万円の損 害賠償を求める訴えを東京地裁に起こした。提訴は 13日付。2016年7月に幹部の一人がカラオケ店で親 睦会を開き、参加した原告ら女性社員4人に「幹部 と映画鑑賞」「接待相手とワインディナー」「接待相 手に手作りプレゼント」などのくじを引かせ、その 内容を実行するよう店の予約などを指示した。女性 は機構に通報したが、「セクハラとは認定できない」 と回答された。また、17年6月に機構の社員で労働 組合を設立したところ、同年10月に派遣契約の更新 を拒否された。

厚生労働省が今国会に提出を予定している受 動喫煙対策を強化する健康増進法改正案で、飲食店 の最大 55%は原則禁煙の適用除外になると同省が試 算している。改正案では客席面積が 100 平方メート ル以下で資本金 5000 万円以下の既存店は、掲示をす れば一定期間は喫煙を認める方針。例外規定は、法 施行から5年後に必要があれば見直しを検討する。 学校や医療機関などの敷地内禁煙は2019年夏ごろか ら始めるが、飲食店規制を含む全面施行は20年4月 を予定。

女優 190 人が英日曜紙オブザーバーで連名の 2/18 公開書簡を発表し「2018年でセクハラと虐待を終わ らせよう」と訴えた。セクハラ被害者支援キャンペー ン「タイムズ・アップ」への連帯を示すのが狙い。エマ・ ワトソンさんやケイト・ウィンスレットさんらが署 名。同日にロンドンで開かれる英国アカデミー賞授 賞式では、セクハラへの抗議として女優らが黒いド

レスを着て参加する。

- 2/21 神戸市北区の資料館「神戸市立太閤の湯殿館」 で、同館職員の男性が意識不明になって救急搬送さ れ、翌日死亡した。現場では酸素濃度が低下していた。 職員は、資料館1階の展示室に入り込んだ猫を捜し ていて、「岩風呂遺構」にいた猫を捕まえようとして 倒れたという。その場で猫も死んだ。
- 社員をうつ病にさせる具体的な方法などをイ ンターネットのブログに掲載し、社会保険労務士の 信用を落としたとして、厚生労働省に業務停止3カ 月の懲戒処分を受けた愛知県の木全美千男社労士が、 国に処分取り消しと 331 万円の賠償を求めた訴訟の 判決があり、名古屋地裁はいずれの請求も退けた。 業務停止の処分は 2017 年 1 月で完了しており、「訴 えの利益は失われ、不適法」と却下。
- 働き方改革関連法案をめぐり、立憲民主党 2/23 など野党6党は過労死や過労自殺した人の遺族ら とともに国会内で集会を開き、政府が法案の国会 提出を断念するよう訴えた。集会には、過労死や 過労自殺した人の遺族らおよそ150人も参加した。 また加藤勝信厚生労働相は、過労死遺族でつくる「全 国過労死を考える家族の会」のメンバーと厚労省内 で面会した。家族の会は裁量労働制の対象拡大や「高 度プロフェッショナル制度」創設に反対する考えを 伝えた。

オーストラリアのジョイス副首相は、記者会 見し、26日に辞任すると表明した。 自身の不倫騒 動と新たにセクハラ疑惑が報じられたことなどで追 い込まれた。

三星化学工業の福井工場で働いた従業員らが ぼうこうがんを発症した問題で、発症したのは同社 の安全配慮義務違反があったためとして、40~60 代の男性計4人が28日、総額3630万円の損害賠償 を求めて福井地裁に提訴する。男性らは 1988 年から 97年の間に同工場で働き始め、2015年と16年に全 員がぼうこうがんと診断された。うち従業員の男性 3人は福井労働基準監督署から労災認定を受け、退 職者1人は労災申請中。同工場では少なくとも9人 がぼうこうがんを発症した。

大阪府堺市北部地域整備事務所機械室の煙突 のアスベスト除去工事で、石綿の残存を示す現場写 真付きの記録があったのに、市建築課が元請け業者 と協議し「内容が報告にふさわしくない」として記 録を抜き取った市長宛ての報告書を提出させていた ことが分かった。石綿除去工事は、機械室内部に残っ ていた煙突について、2017年2月から工事業者が行 い、石綿測定業者が、除去工事後の4月15日時点で 「煙突内に石綿の取り残しがある」と現場写真付きで 報告書を工事業者に提出していた。

2/28 安倍晋三首相は裁量労働を巡る厚生労働省の 調査結果に異常値があった問題を受け、働き方改革 関連法案から、裁量労働制の対象拡大に関わる部分 を削除する方針を決めた。裁量労働制部分について は今国会での実現を断念した。裁量労働制に関する 部分を除く働き方改革関連法案については、改めて 今国会で成立を目指す考えを強調。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問) 監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **(別国) [7] Relief** インナータイプ

腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と 快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のイン ナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。



種 類		型	色	サイズ	S	М	L	LL	LLL
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
めくようたい	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	_
Super	兼	Super	グレー・ブル	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	_
Relief	用	Relief	- (ツートン)	骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	_

(頒価) 5,700円(送料別)■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センターTEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込 み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名 を別途電話、はがき等でお知らせください。

●郵便振替口座 ●近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

00960-7-315742 関西労働者安全センター

1 部	200円				
年間定期購読料(送料込み)	1 部	3,000円			
"	2部	4,800円			
"	3部以上は、1	部につき2,400円増			
会員購読料		員(会費月1口1,000円以上)には 9 部以上は1部150円増			

Culture & Communication

一封筒・伝票からパッケージ・美術印刷ー



紫国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号 TEL 06 (6551) 6854 FAX 06 (6551) 1259